

被扶養者(ご家族)に関する手続き漏れはありませんか?

健保 だより

デンカ健康保険組合

この春、皆さんの生活にお変わりはございませんでしたか?

もし、次のいずれかに該当している場合は、当組合の被扶養者に該当なくなりますので、まだ手続きをされていない場合は速やかに「被扶養者の除外」の手続きを行い、保険証をご返却願います。



- ・ 生計維持関係がなくなった
(被扶養者の生活費を負担しなくなった・負担額が少額になった)
- ・ (就職などによって)他の健康保険に加入した
- ・ 被扶養者の収入が基準額※を超過する

※同居の場合の収入基準額(詳細は当組合のホームページをご確認願います)

- ・ ~ 59歳 … 年収130万円(日額3,611円)未満
- ・ 60歳 ~ … 年収180万円(日額5,000円)未満

健保組合が国に納付している高齢者医療に係る納付金には、各健保組合の加入者数と医療費が影響しています。

そのため、「除外」の届出が遅れた場合、本来は負担しなくて良い医療費を健保組合が負担することに加え、納付金の増額にも繋がり、ひいては加入者の皆様の保険料負担増加にも繋がります。

適正な事業運営を行うためにも、届出漏れが無いよう皆様のご協力をお願い致します。

詳細はデンカ健康保険組合の
ホームページをご覧ください。

デンカ健康保険組合

検索

